

令和2年度障がい者相談支援体制機能強化会議 報告

1 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制、地域生活支援拠点等整備等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。

本年度は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定年度であるため、各圏域の策定の推進を後方支援する内容とする。

2 会議の開催状況

		内 容
第1回	9月18日(金) (Web開催)	障害福祉計画策定に向けた圏域協議のために ・講演 厚生労働省障害福祉課 相談支援専門官 藤川雄一氏 ・地域での障害福祉計画検討に向けて
第2回	11月19日(木) (Web開催)	次期障害福祉計画策定に向けた圏域協議について ・全県の情報共有
第3回	2月16日(火) (Web開催)	地域生活支援拠点等の整備状況について ・令和3年度障害福祉サービス報酬改定の情報共有 ・全県の運営状況の共有

※上半期は、対面が難しい状況でも Web の活用に慣れ、全圏域の相談支援体制について共有することを目的とした「障がい者総合支援センター連絡会」を6月と7月に開催。

3 成果

- (1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定のための基本的視点やPDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）の協議を続ける必要性について共有することができた。
- (2) 集合会議が困難な状況でも、Webの活用により協議を止めない環境づくりができた。

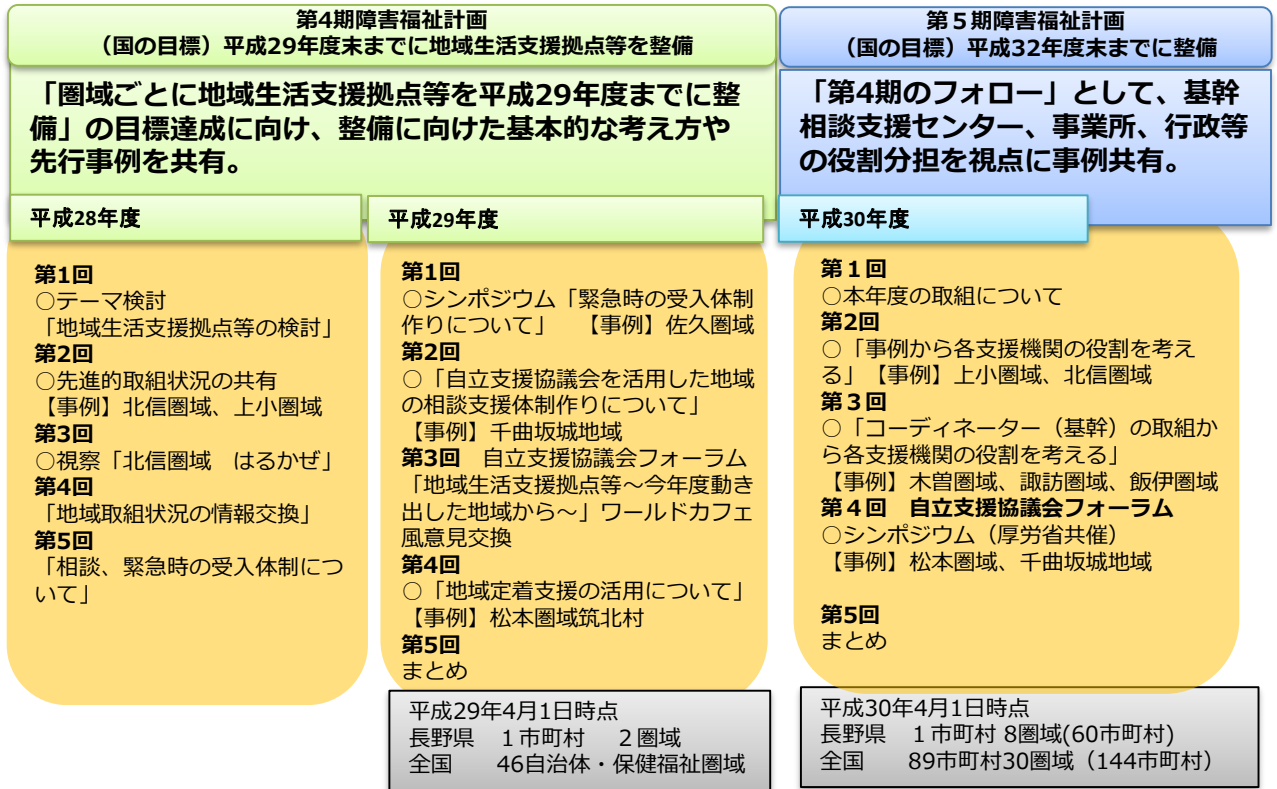
4 来年度に向けて

相談支援体制を基盤とした「地域づくり」の検討の継続とともに、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進に向けた取組を進める。

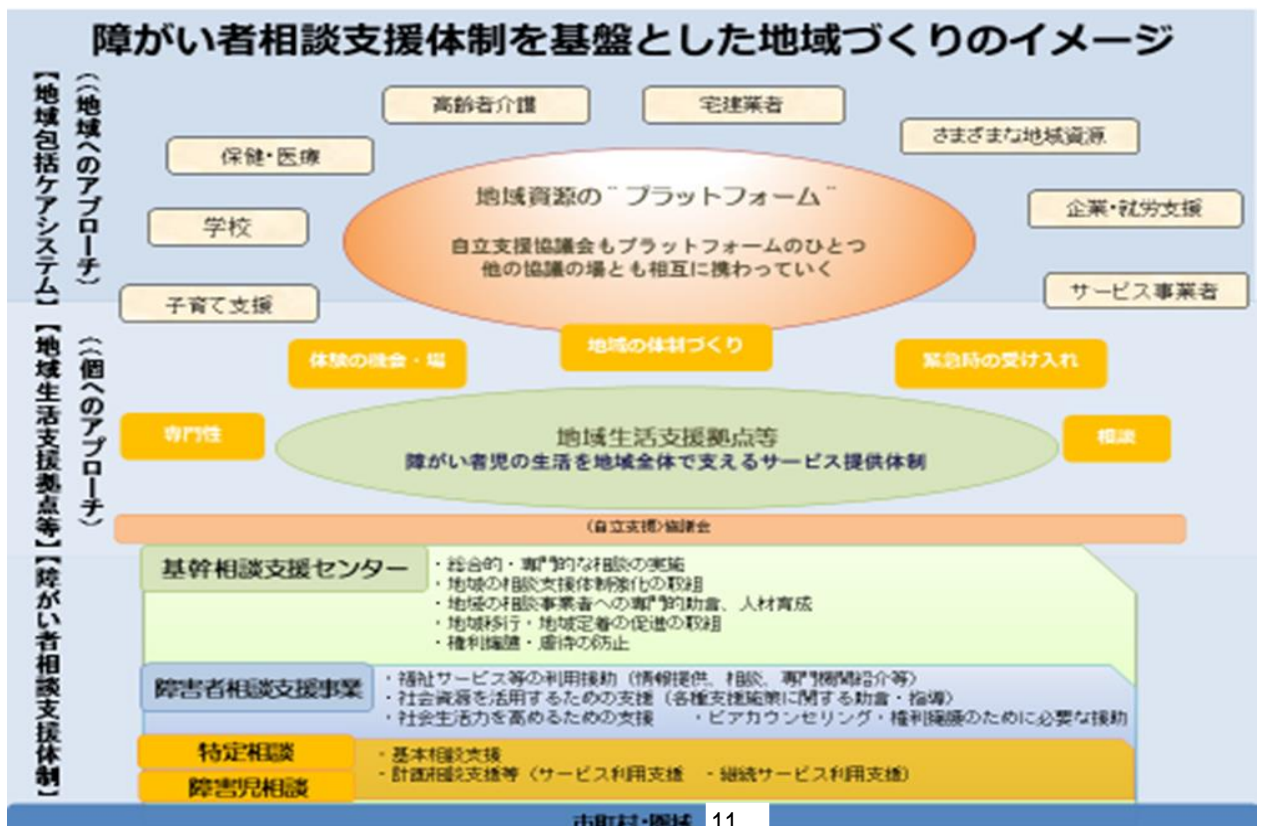
- ・自立生活援助やピアサポートの推進
- ・重度・高齢化への支援（強度行動障がいや日中支援型GH、在宅サービスの強化等）
- ・多分野連携の促進
- ・災害・感染症にも対応した支援体制

<参考>障がい者支援体制機能強化会議の経過

○ 平成28年度～平成30年度 「地域生活支援拠点等の整備」



○ 令和元年度 「相談支援体制を基盤とした「地域づくり」へ」



地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等の整備計画等について

(1) 第5期障害福祉計画（2018～2020年度）における成果目標

第4期障害福祉計画において、平成29年（2017年）度末までに「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」として取組を進めてきたところであり、概ね目標どおり体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要がある。

(2) 地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

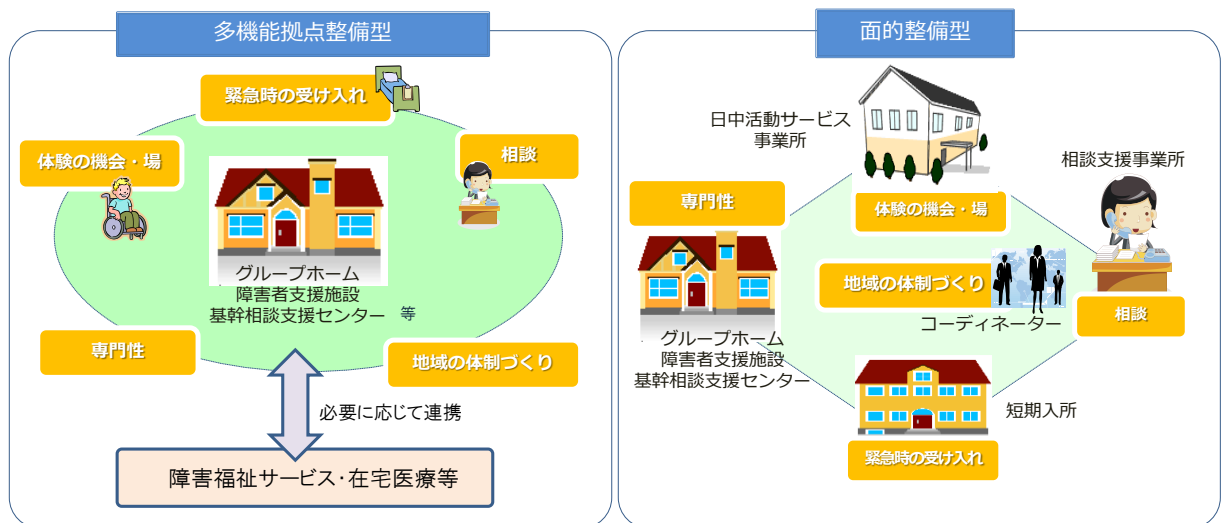
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



2 県内の現在の整備状況について（令和3年1月末現在 令和2年度第3回障がい者相談支援体制機能強化会議資料より）

	現状での取組内容	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野				北信	
										長野市	千曲坂城	須高	北部		小川村
基本情報	○人口（人）※R2.4.1現在	204,160	192,314	192,048	179,758	154,591	25,458	420,885	56,472	367,924	73,203	66,586	17,878	2,319	82,417
	○整備類型	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	併用型
相談	○設置時期	整備済 H30.3	整備済 H29.4	整備済 H30.4	整備済 H30.3	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備予定 R2.4	整備済 H30.3	整備済 H29.3	整備済 R1.7	整備済 H30.3			整備済 H29.4
	○基幹相談支援センター設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急時の 受入れ・ 対応	○台帳整備の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○地域定着支援の活用 (国保実績データR2.10実績)	1	117	7	8	0	0	14	1	14	0	0	0	0	29
5つの機能	○自立生活援助の活用 (国保実績データR2.10実績)	0	10	0	3	0	0	14	9	5	1	0	0	0	0
	○短期入所の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体験の 機会・場	○空床確保又は輪番制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○その他（特徴）		障がい児緊急受入れ（市単独事業）	医療機関と連携した緊急時医ケア児者の受入れ		養護老人ホーム、児童養護施設との連携				必要の応じて病院と連携					
専門的人材 の確保・ 育成	○地域移行支援の活用 (国保実績データR2.10実績)	0	0	5	5	0	0	1	0	3	0	0	0	0	1
	○その他（特徴）				自立生活体験事業の活用や長期在院者云議等	グループインタビューによる資源把握		ひとり暮らし体験事業							ひとり暮らし体験事業（R3～実施）
地域の体制 づくり	○独自研修の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○コーディネーター配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活困窮分 野との連携 会議開催	○自立支援協議会の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○地域資源(他分野等)連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○その他（特徴）				不動産業者との意見交換会	過疎地域における多分野連携					委託事業所に[体制づくり]を委託					
取組状況の 地域への公表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※「取組内容」は「5つの機能」を充実させるため、県内地域が具体的に取組んでいる主な内容です。記載内容に限られるものではありません。
 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全県で短期入所又は空床確保による緊急時の受け入れが困難な状況あり。

【長野県の整備状況】 令和2年4月1日時点で整備済 1市町村 9圏域 2地域(市町村数 74市町村)
 【全国の整備状況】 平成31年4月1日時点で整備済 188市町村 42圏域 (市町村数 332市町村) ※全国の自治体数：1741市町村

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進に向けた各部会の取組（案）

部会等名	項目	取組内容
人材育成部会	成果目標6 相談支援体制の充実・強化	○重層的な相談支援体制の構築に向けた取組 ・基幹相談支援センターを中心とした各圏域の相談支援体制について情報共有 ○主任相談支援専門員役割や活用について ・主任相談支援専門員連絡会議(仮称)の検討・実施
療育部会	成果目標5 障がい児支援の体制整備について 発達障がい者等に対する支援(活動指標)	○各圏域の支援体制整備・充実にむけて、各圏域の進捗管理・情報共有を実施。 ○関係機関との連携強化、市町村等地域への情報提供。
就労支援部会	成果目標4 福祉施設から一般就労の移行について	○支援の質、特にアセスメント力の向上に向けた研修会の実施 ○就労継続B型から就労移行支援又は一般就労等、流動性に関わる好事例の共有の場の開催 ○利用者確保における圏域間情報共有の場の開催
精神障がい者地域移行支援部会	成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について	○圏域・市町村における協議の場の設置・開催等推進のため、全県での情報交換の場の開催 ○地域移行支援等の利用状況を含め、システム構築に係る課題の検討や支援者の資質向上等のための研修会の開催
権利擁護部会	重点施策1 障がいへの理解と権利擁護の推進 (長野県障がい者プラン2018)	○権利擁護、差別解消及び虐待防止の推進のため、各圏域での取組の情報共有 ○虐待防止研修への協力
障がい者支援体制機能強化会議	障害福祉計画・障害児福祉計画全般	○障がい者支援相談支援体制を基盤とした「地域づくり」を推進するための取組 ・地域生活支援拠点等の充実強化のための全県共有 ・「他分野連携」を促進するための好事例の紹介

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定について

障がい者支援課

1 位置付け

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保に関する 3 年間の計画を策定する。

(市町村も同様に国の指針に即して市町村計画を策定。)

※ 障がい者プラン 2018 と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者計画（障害者基本法） ※障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期計画（6 年間）	長野県障がい者プラン 2018 として 一体的に策定済み					
障害福祉計画（障害者総合支援法） 障害児福祉計画（児童福祉法） ※サービス確保に関する計画（3 年間）						
					第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画	
					今回策定	

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の達成状況を点検・評価した上で、未達成項目については、再チャレンジを、達成した項目については、取組の更なる充実を目指す。
- (2) 障がい者の重度化・高齢化などの社会情勢の変化や、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がいなど多様な障がいに対応するため、各種取組の充実・強化を目指す。
- (3) 地域課題の解決に向けて市町村計画との整合性を図り、市町村との連携強化を目指す。
- (4) 国の定める基本指針を加味して、国補助金（地域生活支援事業など）の活用を目指す。

3 計画の主な内容

(1) 成果目標

障がい者児の地域生活の充実や社会参加の促進を図るため、7 つの柱に 23 の目標を設定

(2) 必要サービス量の確保（活動指標）

利用者の増加が見込まれる障害福祉サービスの提供体制の確保に関する取組方針を策定

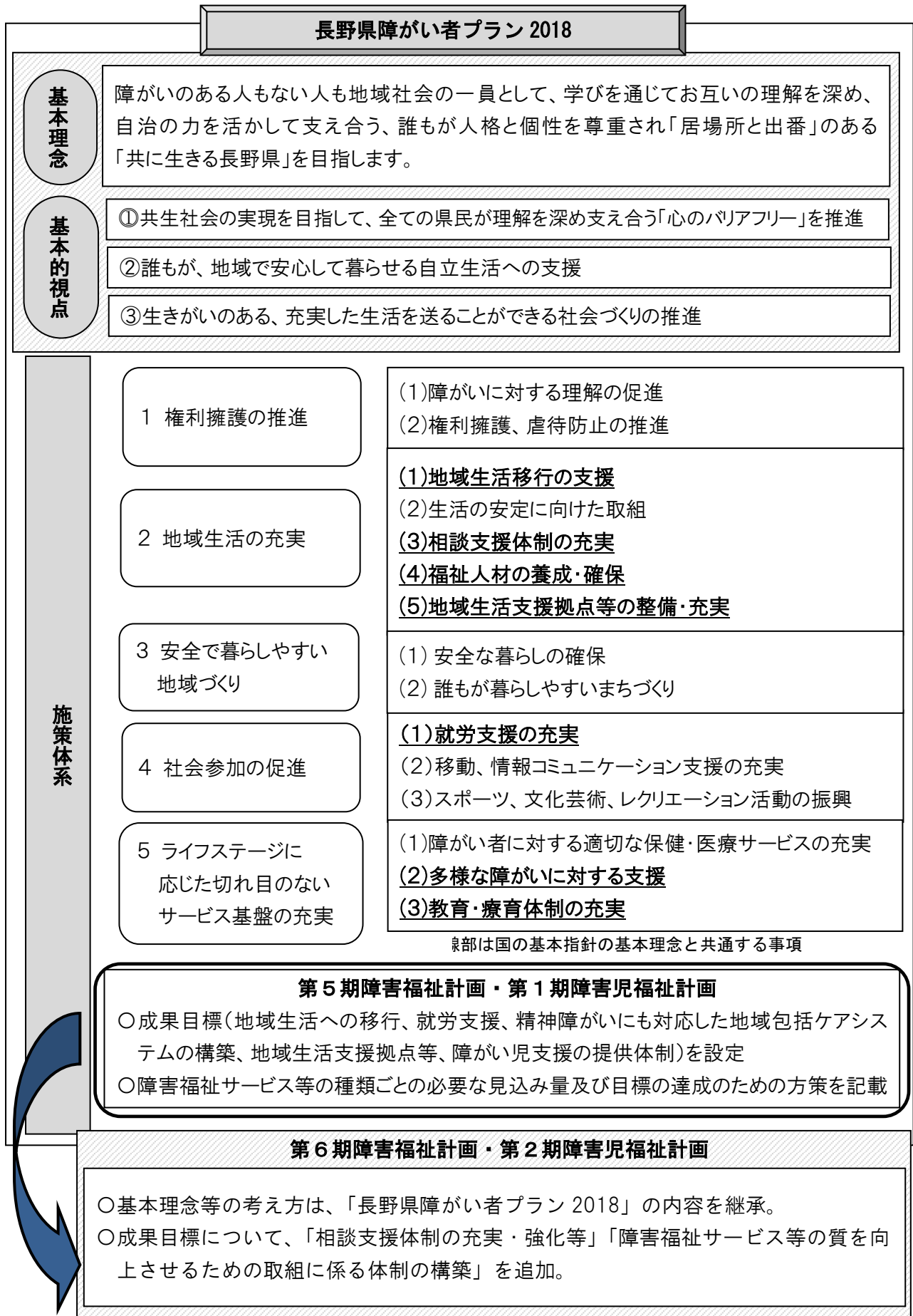
(3) 圏域ごとの計画

地域における課題を解決するため、障害保健福祉圏域ごとに重点項目と取組方針を策定

4 計画案策定の経過及び今後の予定

年月日	実施事項
R2. 8 月 9～11 月 10～11 月	市町村・保健福祉事務所・地域自立支援協議会に対して説明会を実施 圏域ごとに市町村のサービス見込量の調査や必要な方策について調整 県障がい者施策推進協議会等の審議会で策定方針を説明し、意見聴取
R3. 2 月 2～3 月	県障がい者施策推進協議会等の審議会で計画素案を説明し、意見聴取 パブリックコメント実施後、部局長会議で正式決定

【参考】障がい者プランと障害福祉計画・障害児福祉計画の構成



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

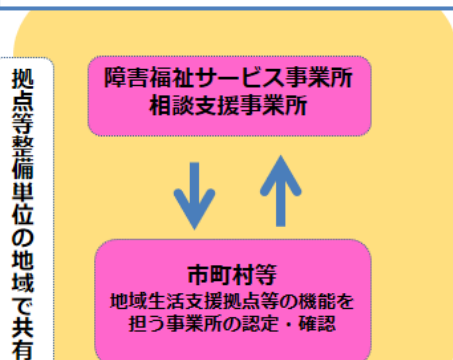
- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）（厚生労働省資料）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所とは（自立支援給付による報酬）（県資料）

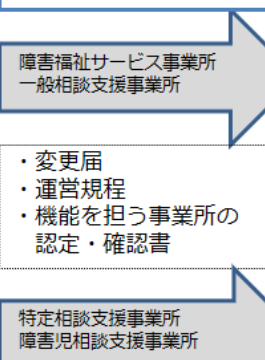
- ① 事業所ごとに作成する運営規程において、地域生活支援拠点等（以下、拠点等という。）であることを定めていくこと。拠点等の必要な機能のうち満たす機能を明記すること。（参考：指定基準「運営規程」に関する部分）
 - ② 拠点等の機能を担う事業所として体制の届出を行うことで算定できる加算を算定する場合は、①の要件を満たす事業所として指定権者に届け出ること。（参考：報酬告示列表）
 - ※該当する加算がない障害福祉サービス事業所も、拠点等の機能を担う事業所として体制の届出が可。
- ※ 拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。
（参考：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問13 一部抜粋）

長野県での地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の確認と届出・加算取得の流れ

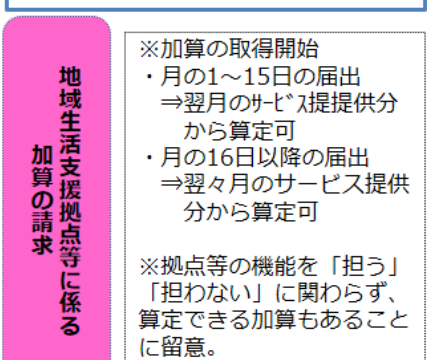
1 拠点等に位置付けられる事業所の確認



2 体制の届出



3 加算取得



第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）の主な内容

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績			
主な成果目標	目標値 (H30～R2)	R1 実績	課題
福祉施設入所者の地域生活移行	H28 施設入所者 2,346 人のうち、 地域生活への移行者 276 人 入所者の減少数 102 人	移行者 99 人 減少数 90 人 (H29-R1)	・サービスの基盤及び支援体制の充実
福祉施設から一般就労への移行	福祉就労施設から企業等への就職者 H28 実績 262 人⇒ R2 399 人	就職者 265 人	・障がいへの企業の理解促進 ・障がい者の就労意欲向上
地域生活支援拠点等の整備	各圏域に1つ以上整備	10 圏域に整備	・体制強化のための評価・検討
精神障がいに対応した地域包括ケアシステム	協議の場を全ての圏域に設置 入院後、3 か月時点の退院率 69%以上 入院後、1 年時点の退院率 91%以上 1 年以上の長期入院患者 2,100 人	9 圏域に設置 69% (H29) 90% (H29) 2,293 人	・地域課題に対応した支援体制の充実 ・多分野連携の強化

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	
①福祉施設入所者の地域生活移行	目標設定の考え方
令和元年度末の入所者 2,256 人 → <u>地域生活への移行者 220 人</u> 移行 (9.8%) → <u>施設入所者の減少数 146 人</u> 減少 (6.5%)	目標未達成の状況を踏まえ、市町村計画と調整の上、国の基本指針からさらに上積み
②福祉施設から一般就労への移行	目標設定の考え方
福祉就労施設から企業等への就職者 R1 実績 265 人→R5 <u>421 人</u> (1.59 倍) 就職者のうち <u>就労定着支援事業利用</u> R5 266 人 (<u>全体の 63%</u>) <u>就労定着率 8 割以上の事業所</u> →R5 全事業所の <u>80%以上</u>	コロナの影響や就労移行事業所の減少等を踏まえ、市町村計画と調整の上、一部項目は国の基本指針から上積み
③地域生活支援拠点等の機能の充実	目標設定の考え方
圏域ごとに地域生活支援拠点を1つ以上確保 → 前倒してほぼ達成済み 拠点の機能充実のための運用状況の検証・検討 → <u>年1回以上実施</u>	全国的にも先進的に取組を進めており、引き続きの機能強化を図るため評価体制を強化
④精神障がいに対応した地域包括ケアシステム	目標設定の考え方
令和元年度末入院患者 3,824 人 (精神科) → <u>入院3か月後の退院率 69%以上</u> → <u>入院1年後の退院率 92%以上</u> → <u>1年以上長期入院者 1,770 人</u>	過去の実績を踏まえ、国の基本指針に即して設定
⑤障がい児支援の提供体制の整備	目標設定の考え方
児童発達支援センター、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	国の基本指針に即して、引き続き圏域単位での取組を継続

<p>→ 全市町村で利用できる体制を確保 医療的ケア児支援の協議の場の設置とコーディネーターの設置 → 県及び圏域ごとに設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援体制構築事業を活用した人材育成、啓発活動 ・医療的ケア児の通所施設への上乗せ助成
⑥相談支援体制の充実強化	目標設定の考え方
<p>総合的・専門的な相談支援の実施 地域の相談支援体制を強化する体制の確保 → 圏域ごとに体制を確保</p>	既に10圏域体制で総合支援センターを整備済みであり、更なる機能強化を目指す
⑦障害福祉サービス等の質の向上	目標設定の考え方
<p>障害福祉サービスに係る各種研修 審査支払システムの活用による請求過誤の排除 → 監査結果の市町村との共有 → 事業所運営の適正化</p>	現在の状況を踏まえ、国の基本指針に即して設定

活動指標

訪問系サービス	日中活動系サービス								
<p>R1実績 3,616人 → R5見込 4,086人 (+13%)</p>	<p>R1実績 13,859人 → R5見込 15,855人 (+14%)</p>								
グループホーム	相談支援								
<p>R1実績 2,796人 → R5見込 3,238人 (+16%)</p>	<p>R1実績 4,728人 → R5見込 5,963人 (+26%)</p>								
発達障がい者等に対する支援									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数</td> <td>489人</td> </tr> <tr> <td>ペアレントメンターの人数</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>ピアサポート活動への参加人数</td> <td>118人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R5	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	489人	ペアレントメンターの人数	100人	ピアサポート活動への参加人数	118人
項目	R5								
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	489人								
ペアレントメンターの人数	100人								
ピアサポート活動への参加人数	118人								

圏域計画	地域の実情に応じ地域レベルで課題等を整理して施策を推進するために、10圏域ごとに圏域の自立支援協議会と共同で協議を行い策定
計画の点検・評価	毎年度、進捗状況を点検し、県障がい者施策推進協議会及び県自立支援協議会に意見聴取して評価

全サービス共通

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の役割を担う事業所として届出を行う際には下記の項目を追加してください。

以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>（１）相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。</p> <p>（２）緊急時の受入・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>（３）体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの機会・場を提供する機能。</p> <p>（４）専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等への参加、〇〇研修等、法人外で会さされる研修への参加等）</p> <p>（５）地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談、一般相談等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能。</p>	<p>※地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である場合のみ記載してください。（１）～（５）は「地域生活支援拠点等の整備促進について」平成 29 年 7 月 7 日付け障障発 0707 代 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を記載してください。</p>

「H30.5.17 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定について（依頼）」にて発出した参考様式

(参考様式1)

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

届出者 所在地
事業者名
代表者名

印

〇〇圏域・地域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として以下のとおり届け出ます。

区分	1 新規	2 変更	3 廃止
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
事業所の電話番号			
事業所番号			
事業の種類			
地域生活支援拠点等として担う機能	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり ⑥その他 ()		

※添付書類：運営規定

「H30.5.17 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定について（依頼）」にて発出した参考様式

(参考様式2)
平成 年 月 日

〇〇事業所

代表 長野 太郎様

〇〇市町村長

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定について

このことについて下記の事業所を、〇〇圏域・地域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所と認めます。

記

- 1 指定事業所名
- 2 指定事業所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 事業の種類
- 5 地域生活支援拠点等として担う機能 (該当する機能を記載)
①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり ⑥その他 ()

(市町村、担当部課名)
(担当者氏名)
(連絡先電話番号)